

会 議 録

会 議 録	平成 24 年度 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議（第 1 回）	
開 催 日 時	平成 24 年 9 月 13 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分	
開 催 場 所	山陽小野田市役所 本庁舎 3 階 大会議室	
出 席 者	市 民 代 表 麻野美智子、養護老人ホーム長生園 今 田 格、 小野田ボランティア連絡協議会 尾 崎 燎 子、山陽小野田市社会福祉協議会 岡 本 志 俊、 山陽小野田市民生児童委員協議会 河 口 軍 紀、特別養護老人ホーム高千帆苑 川 野 広 子、 市 民 代 表 白 川 渉、山陽小野田市小野田歯科医師会 多 原 康 成、 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 中 島 嘉 哉、厚狭歯科医師会 野 村 忠 正、 山口県作業療法士会 信久美佐子、小野田薬剤師会 藤 原 哲、 山陽ボランティア連絡協議会 水 田 愛 子、小野田市医師会 白 澤 宏 幸	
欠 席 者	厚狭郡医師会 河村芳高、 小野田在宅介護者の会とらいぼっど 佐伯友枝、 山口県理学療法士会 永池博己、 山口県薬剤師会厚狭支部 原田美智子、 山陽小野田市老人クラブ連合会 平田武、 学識経験者（宇部フロンティア大学） 溝田順子、 山口県看護協会小野田支部 山田智子	委員数 21人 出席者数 14人 欠席者数 7人
事務担当課 及び職員	健康福祉部長 田所 榮、高齢障害課次長 岩崎秀司、 高齢障害課課長補佐 木本順二、介護保険係係長 古屋憲太郎、 高齢福祉係係長 矢野亜希子、地域包括支援センター所長 尾山貴子、 介護保険係主任主事 松本啓嗣、高齢福祉係主任主事 村田直美	
会 議 次 第	1. 健康福祉部長あいさつ 2. 平成24年地域密着型サービス指定状況について 3. 第5期介護保険事業計画期間中の施設整備計画について 4. 公募事業所の選定作業について 5. その他	
会 議 結 果	1 について 健康福祉部長があいさつを行なった。 2 について 事務局：第5期事業計画に沿って施設整備を行なう事業所の公募を行なった。高千帆地区に2事業所から応募があったため、そのうちから1事業所を選定する作業が必要になる。その選定の方法を本日の会議で説明する。新	

しい委員もいるので、地域密着型サービス事業所の指定状況について簡単に説明をする。

・事務局が、資料「山陽小野田市地域密着型サービス事業所指定状況一覧」に基づいて内容説明をした。

○質疑応答等については、以下のとおり。

委員：認知症の人の増加が懸念されている。山陽小野田市に何人いるかわからないが、将来は本市においても1,600人くらいにはなるのではないかと思う。早期治療をし訪問介護を取り入れていく必要がある。

事務局：介護認定のある人は、約3,300人で、程度にもよるが、そのうち7割の人が何らかの認知がある。支援については、1つは認知症の方が通えるデイサービス、グループホーム、小規模多機能型サービスを計画的に整備していくということ。もう一つは在宅支援である。国が出しているオレンジプランによると、軽度の人ではできるだけ在宅でという方針も出ており、平成24年度から開設された定期巡回型サービスなどを利用しながら、支援をしていくこととなる。

3について

・事務局が、資料「第5期事業計画期間における指定のスケジュール」、「指定地域密着型サービス事業者 指定地域密着型介護予防サービス事業者 平成24年度 指定ガイドブック」、「地域密着型サービス事業所の公募結果について」に基づいて内容説明した。

3についての質疑はなかった。

4について

・事務局が、資料「配布物、提出物、今後の予定について」に基づいて、本日配布した審査資料等の内容確認を行なった。
・事務局が審査の概要について説明した。

審査資料がA事業所、B事業所とあるが、見た目の厚さがかなり違う。A事業所は、中の実績にもあるが、グループホーム、小規模多機能型、認知症デイサービスを実際に運営している事業所で、マニュアル等既存のものがついているため厚

くなっている。

- ・採点票をみると、左から審査項目、審査基準、配点とある。審査基準は設けているが、必ずしもこの基準で審査をしないといけないわけではない。左の審査項目にそって配点の範囲内で審査をしてほしい。事業所から提出された資料は任意様式なので、審査基準に合致しないものもあるかもしれないが、審査基準は参考であって、ここに書いていない部分でも良いと思えば評価をしていただいても当然構わない。
- ・たとえば、審査項目に「実績」とあるが、これをどのように考えるかだが、A事業所のように、実績のある事業所に任せれば安心というのもあるが、そうすると新規事業所が参入できないという面がある。B事業所は母体が全国的な組織である。実績をどのように判断されるかは委員の主観的な判断に任せたい。
- ・介護報酬以外の利用料が利用者に配慮した設定かについて、基本的な方針としてできるだけ低所得者に配慮したもので、居住費の上限を3万円としているので、両事業所とも居住費は3万円となっている。介護の報酬自体は法律で決まっているので一緒だが、食費、日常生活費が異なる。図面を見るとわかるが、A事業所の方が面積は若干大きい。個室などの部屋の面積はほぼ変わらないが、居間その他のスペースを若干広めに取っている。一方、B事業所はコンパクトな造りになっている。費用的な面では、B事業所の方がA事業所より若干安い。両事業所とも低所得者に配慮されている。これまでは、グループホームは高く約17万円かかっていたが、両事業所とも今までと比べるとかなり安くなっており利用者負担は軽減される。
- ・事務局が、資料「採点上の注意事項」、「地域密着型サービス施設の概要」に基づいて内容説明をした。
- ・施設の人員基準、設備基準については両事業所とも満たしている。A事業所は、今回の3点セット以外に、サービス付き高齢者向け賃貸住宅を併設して整備することを計画しているのに対し、B事業所は、診療所と歯科を同一敷地内に併設して支援することを計画している。
- ・両事業所とも良い部分があり、甲乙つけがたい内容であるが、委員の主観で採点してほしい。採点結果はそのまま点数の多い方に決めるのでそこで市が介入することはない。極端な点数差をつけると他の委員の意見が反映されなくなるので、常

識の範囲内で採点をお願いしたい。

- ・事務局が、資料「前回の地域密着型サービス事業所審査にかかる質疑応答の概要」、「辞退届」について内容説明した。

○質疑応答は、以下のとおり。

委員：ハード面は読めばわかるが、心的なサービスのことは、代表者にどういう所にポイントを置いているのか考えを訊いてみないとわからない。認知症に関しては人権を尊重してくれる、安心して任せられる所がよい。

事務局：事業所には審査基準を事前に示し、そのあたりをアピールするように資料作成している。A事業所については、すでにグループホーム等のサービス実施しており、B事業所については居宅介護支援や訪問看護等を実施している。どちらの事業所も、委員が言われたような基本的な部分、利用者への接触や対応については適切なサービスを提供する事業所である。

委員：選ばれなかった方の事業所はどうするのか。

事務局：第5期計画期間中は介護保険の施設整備はできない。併設する施設はどうなるのかということであるが、地理的なことやどのように全体で支援していくかというのも大事な審査基準の一つだが、今回選ばれなければ併設する施設が整備できないという部分は考慮されなくてもいい。

委員：厚狭地区が1事業所のみで決定しており、高千帆地区は、審査のための2事業所の資料があるが、厚狭地区の資料も参考として見るべきではないか。

事務局：審査はしないが内容を見ておくべきという考えもあるが、着工前のプレゼンテーションで皆さんの意見を反映させる機会は設けたいと考えているので、今回の審査時に見ていただくことは考えていない。

委員：選ばれたら、市の指定になるということか。

事務局：2事業所あるが、1事業所しか指定できない。

委員：なぜ1事業所しか指定できないのか。

事務局：施設整備計画に基づき、第5期計画中は厚狭地区に1か所、高千帆地区に1ヶ所と決めているので、それを超えて指定をすることは考えていない。

委員：補助金なしに建てることはできないのか。選ばれなかったら、独自で補助金なしで建てられるのか。

両方とも基準をクリアしていたとして、何故両方とも指定できないのか。全くの民間事業所が建ててもできないのか。そのような所に入所した人は保険請求できないのか。

事務局：指定されれば、補助は国から出る。昨年度第5期の計画を策定する中で、厚狭地区、高千帆地区に1ヶ所ずつ3点セットを整備すると決めた。施設整備すると、費用が保険料や公的負担部分に影響するため、どのくらいこの3年間で介護給付費が伸びるかを算出して保険料等を算定した。施設を作りすぎると予定以上に給付費が伸びて保険料が足りなくなる。

特別養護老人ホーム、老健、グループホーム、小規模多機能型といった介護保険適用の施設であれば、たとえ補助なしに運営したいと言われても、施設ができることによって給付費が増加し保険料が上昇するので、計画外に指定することはできない。ただし、サービス付高齢者向け賃貸住宅は一般の有料老人ホームなので、介護保険適用外のため、建てることができる。また、デイサービスなどの泊まりがないところは、希望があれば、無条件に認めるわけではないが、周りのバランス等を考慮して基本的には認める。

委員：厚狭地区は決まっているから資料がないのはわかるが、どの事業所に決まって、どこに建設されるのか知りたい。

事務局：10月上旬に高千帆地区の審査結果を送付する際に、同封したい。事業者は先ほど公募の結果についてご説明したとおり。場所は2号線沿いである。詳しい内容については、着工前に資料を提示してプレゼンテーションをしてもらう。

委員：場所についても重要な点だと思う。

事務局：各委員の採点は当然公表せず、合計点しか公表しないので、委員の主観で点数をつけてほしい。

5について

事務局：この会議は公開のため、議事録等を市のホームページに掲載するが、審査に支障のある情報は除く。9月26日が最終的な提出期限だが、できた方は早く出されて構わない。提出が難しい方は、御連絡いただければ受

け取りに伺う。

～ 閉会 ～